

をもち、目下検討中でありますので、この度制定される「特別職の職員の給与に関する法律案」には日本学術会議会員を規定することのないようにお取り計らい下さるよう、お願いいたします。

追つて、日本学術会議法（昭和23年法律第121号）第7条第3項は、本会議会員に手当を支給することができることを示す根拠法としてこれを存置し、その実施については、従前どおりお取り扱い下さるようお願いいたします。

以上の2点については、10月6日開催の本会議第4回総会において強い希望がありましたので、申し入れます。

1-37

総発第547号 昭和24年11月10日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山 直人

私立学校法案について（申入）

本会議の第2部及び第3部は、それぞれ昭和24年11月4日及び同月7日に京都において部会を開催しましたが、その際私立学校法案に関して別紙のような決議をいたしました。両決議の内容には多少差異がありますが、政府の先に発表された原案を不相当とする点においては一致しておりますから、政府において然るべく考慮されるよう希望します。

別紙その1

私立学校法案として現在発表されているものは、私立大学を適度に文部省の監督下に置き、学問の独立を危くするものであると認める。

よつて、大学の特殊性を考慮して適当に改めらるべきである。

右決議する。

昭和24年11月4日

日本学術会議第2部

別紙その2

政府の起案の私立学校法は、私立大学を全面的に文部省の監督下に置くことになるか、これは大学の特殊性を認識しないものであり、学問の独立を危うするものである。私立大学については、別途に私立大学法を設けることを主当と認める。

本部は、政府が今回の法案を撤回し、改めて民間識者を加えた審議会を設け、民主的方法により起案することを要望する。

右決議する。

昭和24年11月7日

日本学術会議第3部